第三十四条の三第四項に次の三号を加える。

六　基準該当若年運転者で、若年運転者講習の通知を受ける前に法第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受け、又は若年運転者講習の通知を受けた日の翌日から起算した期間（若年運転者講習を受けないことについて第三十七条の十一各号に掲げるやむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月となる日までの間に法第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けたため、若年運転者講習を受けなかつたもの

七　法第百二条の三の規定に違反して若年運転者講習を受けなかつた者で、前号に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消しを受けたため、法第百四条の二の四第一項又は第四項の規定による特例取得免許の取消し（同条第四項の規定による特例取得免許の取消しにあつては、同条第一項に係るものに限る。）を受けなかつたもの

八　若年運転者講習を終了した後法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消しを受けたため、法第百四条の二の四第二項又は第四項の規定による特例取得免許の取消し（同条第四項の規定による特例取得免許の取消しにあつては、同条第二項に係るものに限る。）を受けなかつたもの

第三十四条の三中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　法第九十七条の二第一項第三号イの政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日前三年間において基準違反行為（同項第三号イに規定する運転技能検査等（以下「運転技能検査等」という。）の結果が同条第二項の内閣府令で定める基準に該当しない場合において当該運転技能検査等を受けた日以前にしたものを除く。）をしたことがあることとする。

一　特定失効者　法第百五条第一項の規定により効力を失つた免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の百六十日前の日

二　特定取消処分者　法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた日（当該日が取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の百六十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の百六十日前の日）

5　前項に規定する基準違反行為とは、法第九十七条の二第一項第三号イに規定する普通自動車等の運転に関し行われた次に掲げる行為をいう。

一　法第七条（信号機の信号等に従う義務）の規定に違反する行為

二　法第十七条（通行区分）第一項から第四項まで又は第六項の規定に違反する行為

三　法第二十条（車両通行帯）の規定に違反する行為

四　法第二十条の二（路線バス等優先通行帯）第一項の規定に違反する行為

五　法第二十二条（最高速度）第一項の規定に違反する行為

六　法第二十五条の二（横断等の禁止）の規定に違反する行為

七　法第三十三条（踏切の通過）第一項又は第二項の規定に違反する行為

八　法第三十四条（左折又は右折）第一項、第二項又は第四項の規定に違反する行為

九　法第三十五条の二（環状交差点における左折等）の規定に違反する行為

十　法第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

十一　法第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

十二　法第三十七条の二（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

十三　法第三十八条（横断歩道等における歩行者等の優先）の規定に違反する行為

十四　法第三十八条の二（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）の規定に違反する行為

十五　法第七十条（安全運転の義務）の規定に違反する行為

十六　法第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反する行為（別表第二の備考の二の16又は23に規定する行為に該当するものに限る。）

第三十四条の四第一項中「第九十七条の二第二項」を「第九十七条の二第三項」に改める。

第三十四条の五中「第九十七条の二第三項」を「第九十七条の二第四項」に改め、同条第一号中「いずれか」を「イからハまで」に、「それぞれ次」を「当該イからハまで」に改め、同号ロ中「第九十七条の二第一項第三号に掲げる者に限る」を「第九十七条の二第一項第三号に掲げる者に限り、同号の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が同条第二項の内閣府令で定める基準に該当するものを除く。次号ロにおいて同じ」に、「同項第五号に掲げる者に限る」を「同条第一項第五号に掲げる者に限り、同号の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が同条第二項の内閣府令で定める基準に該当するものを除く。次号ロにおいて同じ」に、「自動車」を「自動車等」に改め、同条二号中「いずれか」を「イからハまで」に、「それぞれ次」を「当該イからハまで」に改め、同号ロ中「（法第九十七条の二第一項第三号に掲げる者に限る。）」及び「（同項第五号に掲げる者に限る。）」を削り、同条第三号中「いずれか」を「イからニまで」に、「それぞれ次」を「当該イからニまで」に改める。

第三十七条の六中「とおり」を「者」に改め、同条第一号中「の更新期間」を「に規定する更新期間（次条において「更新期間」という。）」に改め、同条第二号中「講習で」を「講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又はホの」に改め、「もの」の下に「に限る。）」を加え、同条第三号中「の運転免許取得者教育」を「に規定する運転免許取得者等教育」に、「法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として法第百八条の三十二の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める」を「同項第三号イ又はロに掲げる」に改める。

第三十七条の六の二中「とおり」を「者」に改め、同条第一号中「法第百一条第一項の」を削り、「講習で」を「講習（法第九十七条の二第一項第三号イの」に改め、「もの」の下に「に限る。）」を加え、同条第二号中「法第百一条第一項の」を削り、「の運転免許取得者教育」を「に規定する運転免許取得者等教育」に、「法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として法第百八条の三十二の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める」を「同項第三号ロに掲げる」に改める。

第三十七条の六の四中「とおり」を「理由」に改め、同条を第三十七条の六の五とし、第三十七条の六の三を第三十七条の六の四とし、第三十七条の六の二の次に次の一条を加える。

（運転技能検査等の基準）

第三十七条の六の三　法第百一条の四第三項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日前三年間において第三十四条の三第五項に規定する基準違反行為（運転技能検査等の結果が法第百一条の四第四項の内閣府令で定める基準に該当しない場合において当該運転技能検査等を受けた日以前にしたものを除く。）をしたことがあることとする。

一　免許証の更新を受けようとする者（次号に掲げる者を除く。）　特定誕生日の百六十日前の日

二　法第百一条の二第一項の規定による免許証の更新を受けようとする者　当該更新の申請をする日（当該日が特定誕生日の百六十日前の日以後であるときは、特定誕生日の百六十日前の日）

第三十七条の七に次の一号を加える。

三　免許を受けた者の身体の状態に照らして、その者が自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠いているおそれがあると認められるとき（その者が法第百三条第一項第二号に該当することとなつたと疑う理由があるときを除く。）。

第三十七条の八第二項第一号中「第三十三条の二第三項に規定する累積点数をいう。以下同じ。）」を削り、同条第三項中「第三十七条の六の四各号」を「第三十七条の六の五各号」に、「もの」を「理由」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（特例取得免許から除かれる免許）

第三十七条の九　法第百二条の三の政令で定めるものは、第三十二条の七第一号に掲げる者に該当して受けた大型自動車免許又は第三十二条の八第一号に掲げる者に該当して受けた中型自動車免許とする。